

# 新型コロナウイルス感染症に対応した学生の修学及び 職員の勤務上の取扱い

〔令和2年3月6日  
危機管理室決定〕

〔令和3年2月8日改正  
危機管理対策本部〕

本学の学生又は職員が新型コロナウイルスに感染した場合及び感染が疑われる場合の修学及び勤務等については、当分の間、次のとおりとする。

なお、令和2年3月13日危機管理室決定「新型コロナウイルス感染症に対応した学生の修学上の取扱い」は廃止する。

## I 学生への対応

### 1 登校停止

#### (1) 登校停止の判断の目安

新型コロナウイルスに感染していると診断された学生及び発熱、咳、喉の痛み等の症状が出た学生は、学校保健安全法第19条の規定に基づき「登校停止」とし、大学への登校を禁止する。

なお、少なくとも、次の①～③のいずれかに当てはまる症状がある場合は、すぐに「かかりつけ医等の医療機関」又は「新型コロナ受診・相談センター」に電話で相談すること。

① 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

② 重症化しやすい者(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(※) 高齢者をはじめ、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など)など)がある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者

③ 上記以外の者で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

〔・症状が4日以上続く場合は、必ず相談する。  
・症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談する。  
・解熱剤などを飲み続けなければならない者も同様とする。〕

また、妊婦については、念のため、重症化しやすい者と同様に、すぐに「かかりつけ医等の医療機関」又は「新型コロナ受診・相談センター」に電話で相談する。

(相談窓口)

○新潟県新型コロナ受診・相談センター

24時間対応(土日・祝日を含む) 電話番号 025-256-8275

○平日(8:30～17:15)は、保健所でも相談可能

上越保健所 電話番号 025-524-6134

詳しくは、以下のURLを参照のこと。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/corona-center1109.html>

#### (2) 登校停止の期間

ア 新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

登校停止の期間は、主治医又は保健所により当該感染症が治癒したと判断されるまでの期間とする。

イ 発熱、咳、喉の痛み等の症状があり感染が疑われる場合

医療機関を受診し感染していないと診断された学生は、主治医が登校に支障がないと判断するまで登校停止とする。

#### (3) 大学への報告

上記(1)に該当した学生は、速やかに[報告フォーム](#)により、大学に報告する。(報告する事項は、別記2-1又は別記2-2とする。)

また、登校禁止期間中は、1日1回[報告フォーム](#)により、健康状態を大学に報告する。(報告する事項は、別記2-4とする。)

## 2 自宅待機

### (1) 濃厚接触者の自宅待機

保健所から「濃厚接触者」(別記1)になった旨の連絡があった場合は、感染者との接触があった日から14日間の自宅待機とする。

濃厚接触者となった場合は、速やかに報告フォームにより、大学に報告する。また、保健所の指示により、医療機関を受診した場合は、直ちに報告フォームにより、診断結果や指示内容を大学に報告する。(報告する事項は、別記2-3とする。)

(2) 濃厚接触者の自宅待機中の対応

保健所から自宅待機を指示された学生は、不要不急の外出を控え、毎日(朝夕2回)の検温結果を記録するなどの健康観察を続け、1日1回報告フォームにより、体温と健康状態を大学に報告する。(報告する事項は、別記2-4とする。)

感染が疑われる症状が発生したときは、速やかに保健所に相談するとともに、報告フォームにより、大学に報告する。(報告する事項は、別記2-1とする。)

(3) 濃厚接触者の自宅待機の解除

保健所から自宅待機を解除された学生は、報告フォームによりその旨を大学に報告した上で、大学への登校を認める。(報告する事項は、別記2-4とする。)

(4) 外国から帰国・入国した学生の自宅待機

ア 日本人学生

① 外国から帰国した学生は、帰国時の体調に関して、必ず保健管理センター(hoken@juen.ac.jp)にメールで報告する。

② 帰国後14日間は、実家で自宅待機とする。また、その期間は毎日(朝夕2回)体温を測るなどの健康観察を続け、1日1回健康状態を保健管理センターに報告する。

イ 外国人留学生

① 外国から入国した留学生は、入国時の体調に関して、必ず研究連携課(国際交流チーム)にメールで連絡する。

② 入国後14日間は、大学が紹介するホテルにおいて自宅待機とする。また、その期間は毎日(朝夕2回)健康観察を続け、1日1回健康状態を研究連携課(国際交流チーム)に報告する。

ウ 自宅待機の解除

14日間が経過し、感染症の症状がなければ登校を認める。感染が疑われる症状がある場合は、「1 登校停止」により対応する。

### 3 登校停止又は自宅待機となった場合の授業等の取扱い

(1) 新型コロナウイルスの感染等により、登校停止又は自宅待機となった場合は、次のように取り扱う。

① 授業の欠席については、基本的に補講又は代替措置等を保証する。

② 定期試験を欠席した場合は、追試験を保証する。

③ 教育実習等の欠席については、補講又は代替措置等を保証する。

④ 授業又は定期試験を欠席した学生は、大学に復帰したときは、速やかに教育支援課に連絡すること。

⑤ 教育実習等を欠席した学生は、大学に復帰したときは、速やかに学校実習課に連絡すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休校等により、保護者として子の世話をを行うため、やむを得ず授業等を欠席する学生については、教育支援課及び学校実習課に事前に欠席の連絡をした場合は、上記(1)と同様に取り扱う。

### 4 課外活動等

(1) 課外活動団体の全ての活動については、「新しい生活様式」を踏まえ十分な感染対策を行った上で、活動内容等計画書を提出の後に許可する。ただし、合宿、遠征、対外的活動、飲食を伴う活動は自粛すること。

(2) ボランティア活動は、感染予防対策が講じられているものについては、実施可能とする。ボランティア活動を希望する学生は、学校実習・ボランティア支援室に相談すること。

学校実習・ボランティア支援室 電話：025-521-3624 E-mail：svs@juen.ac.jp

### 5 学生宿舎

(1) 学生宿舎の居住者が新型コロナウイルスに感染した場合

ア 居住する学生が新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は、保護者・指導教員等への連絡を指示する。

イ 当該学生は、保健所の指示に従い入院療養又は宿泊療養を行う。

(2) 学生宿舎の居住者が濃厚接触者となった場合

居住する学生が濃厚接触者となった場合は、保健所の指示に従う。

## II 職員への対応

### 1 新型コロナウイルスに感染した場合

- (1) 就業上の措置  
新型コロナウイルスに感染していると診断された職員は、「就業禁止」とする。  
(その間は職務専念義務を免除し、有給の扱いとする。)
- (2) 就業禁止の期間  
就業禁止の期間は、主治医又は保健所により当該感染症が治癒したと判断されるまでの期間とする。
- (3) 感染等の報告  
職員は、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は、出勤せずに報告フォームにより大学に報告する。(報告する事項は、別記2-2とする。)  
また、就業禁止期間中は、1日1回報告フォームにより、健康状態を大学に報告する。(報告する事項は、別記2-4とする。)

### 2 職員又はその親族に感染の疑いがある場合

- (1) 発熱、咳、喉の痛み等の症状が出た場合  
職員又はその親族に発熱、咳、喉の痛み等の症状があり感染が疑われる場合は、出勤せずに、報告フォームにより大学に報告する。(報告する事項は、別記2-1とする。)  
なお、少なくとも次の①～③のいずれかに当てはまる症状がある場合は、すぐに「かかりつけ医等の医療機関」又は「新型コロナ受診・相談センター」に電話で相談する。
  - ① 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - ② 重症化しやすい者(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
(※) 高齢者をはじめ、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など)など)がある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者
  - ③ 上記以外の者で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  
〔・症状が4日以上続く場合は、必ず相談する。  
・症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談する。  
・解熱剤などを飲み続けなければならない者も同様とする。〕

また、妊婦については、念のため、重症化しやすい者と同様に、すぐに「かかりつけ医等の医療機関」又は「新型コロナ受診・相談センター」に電話で相談する。

(相談窓口)

- 新潟県新型コロナ受診・相談センター  
24時間対応(土日・祝日を含む) 電話番号 025-256-8275
  - 平日(8:30~17:15)は、保健所でも相談可能  
上越保健所 電話番号 025-524-6134
- 詳しくは、以下のURLを参照のこと。  
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/corona-center1109.html>

医療機関を受診し、感染していないと診断された職員は、主治医が出勤に支障がないと判断するまでの期間、特別休暇又は在宅勤務とし、1日1回報告フォームにより大学に健康状態を報告する。(報告する事項は、別記2-4とする。)

※ 特別休暇については、令和2年3月25日付け「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合等の取扱いについて(通知)」を、在宅勤務については、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う職員の在宅勤務の実施について(令和2年4月21日学長裁定)」を参照。

### 3 濃厚接触者となった場合

#### ア 濃厚接触者の自宅待機

保健所から「濃厚接触者」(別記1)になった旨の連絡があった場合は、感染者との接触があった日から14日間の自宅待機(特別休暇又は在宅勤務)とする。  
濃厚接触者となった場合は、出勤せずに報告フォームにより大学に報告する。ま

た、保健所の指示により、医療機関を受診した場合は、直ちに[報告フォーム](#)により、診断結果や指示内容を大学に報告する。（報告する事項は、別記2-3とする。）

イ 自宅待機中の対応

保健所から自宅待機を指示された職員は、不要不急の外出を控え、毎日（朝夕2回）検温結果を記録するなどの健康観察を続け、1日1回[報告フォーム](#)により健康状態及び保健所からの指示内容等を大学に報告する。（報告する事項は、別記2-4とする。）

ウ 自宅待機の解除

保健所から自宅待機を解除された職員は、[報告フォーム](#)によりその旨を大学に報告した上で、大学への出勤を認める。（報告する事項は、別記2-4とする。）

4 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業等により、子の世話をを行う場合

新型コロナウイルス感染症対策に伴う幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、総務課人事・労務チーム（職員・福祉担当）に連絡の上、特別休暇又は在宅勤務を申請する。

※ 特別休暇については、令和2年3月25日付け「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合等の取扱いについて（通知）」を、在宅勤務については、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う職員の在宅勤務の実施について（令和2年4月21日学長裁定）」を参照

### III その他

この扱いは、当分の間に対応指針であり、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じ、適宜見直すものとする。

#### 【別記1】

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は二つあり、1. 距離の近さと2. 時間の長さである。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者とされている。

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症2日前から入院等をした日まで）に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断する。接触確認アプリ（COCOA）を利用すると、陽性者と、1m以内、15分以上の接触の可能性がある場合に通知が行われ、速やかな検査や治療につながる。

なお、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なる。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況から判断される。

#### 【別記2】大学に報告する場合の報告事項（学生の場合）

※職員の場合の報告事項についても、これに準ずる。

2-1 発熱、咳、喉の痛み等の症状が出た場合

- ① 氏名／学籍番号
- ② 所属コース・学年・指導教員氏名
- ③ 住所・住居（学生宿舎、アパートの場合は、部屋番号まで）
- ④ 報告日
- ⑤ 症状が現れた日と症状
- ⑥ 症状が現れた日から2週間以内の県外への移動歴
- ⑦ 医療機関又は新型コロナ受診・相談センターに相談・受診した日
- ⑧ 受診・相談した医療機関と所在地（〇〇病院、△△市）
- ⑨ PCR検査等の結果
- ⑩ 主治医の所見、指示内容
- ⑪ 現在の体温と健康状態
- ⑫ 本人の電話番号、連絡方法



- ⑬ 家族の住所（市町村名），電話番号
- ⑭ 困っていることや不安なこと

2-2 感染していると診断された場合

- ① 氏名／学籍番号
- ② 所属コース・学年・指導教員氏名
- ③ 住所・住居（学生宿舎，アパートの場合は，部屋番号まで）
- ④ 報告日
- ⑤ 症状が現れた日と症状
- ⑥ 感染症と診断された日
- ⑦ 受診した医療機関と所在地（〇〇病院，△△市）
- ⑧ 主治医の所見，診断後の措置（入院，自宅療養など）
- ⑨ 現在の体温と健康状態
- ⑩ 症状が現れた2日前から現在までの行動歴と本学関係者との接触状況（授業，課外活動，アルバイト，会議，会食等）
- ⑪ 症状が現れた日から2週間以内の県外への移動歴（いつ，どこへ，誰と，交通機関は）
- ⑫ 本人の電話番号，連絡方法
- ⑬ 家族の住所（市町村名），電話番号
- ⑭ 困っていることや不安なこと

2-3 濃厚接触者であることがわかった場合

- ① 氏名／学籍番号
- ② 所属コース・学年・指導教員氏名
- ③ 住所・住居（学生宿舎，アパートの場合は，部屋番号まで）
- ④ 報告日
- ⑤ 感染者との関係
- ⑥ 感染者と接触があった日
- ⑦ 接触のあった場所と状況
- ⑧ 自分以外の濃厚接触者
- ⑨ 現在の体温と健康状態
- ⑩ 保健所からの連絡内容
- ⑪ 受診した医療機関名と所在地（〇〇病院，△△市）
- ⑫ PCR検査等の結果
- ⑬ 主治医の所見，診断後の措置（入院，自宅療養，経過観察など）
- ⑭ 感染者との接触があった日以降における本学関係者との接触状況（授業，課外活動，アルバイト，会議，会食等）
- ⑮ 今後の予定
- ⑯ 本人の電話番号，連絡方法
- ⑰ 家族の住所（市町村名），電話番号
- ⑱ 困っていることや不安なこと

2-4 上記報告者の経過報告

- ① 氏名／学籍番号
- ② 報告日
- ③ 現在の体温と健康状態
- ④ 現在の居場所
- ⑤ 主治医又は保健所からの指示内容
- ⑥ その他
- ⑦ 困っていることや不安なこと

「新型コロナウイルス感染症に対応した学生の修学及び職員の勤務上の取扱い」対応早見表

R03.02.08

大学への連絡・報告を求めるケース		学生の措置	職員の措置
1	発熱，咳，喉の痛み等の症状が出た場合 → 症状と主治医の所見等を報告（別記2-1）	登校停止	特別休暇 又は 在宅勤務
	----- 新型コロナウイルスに感染していないと診断され，自宅療養する場合 → 1日1回健康状態を報告（別記2-4）		
	主治医が登校（出勤）に支障がないと判断した場合 → 指示内容を報告（別記2-4）	登校停止を解除 ↓ 登校可能	職務復帰
2	新型コロナウイルスに感染していると診断された場合 → 診断結果や診断後の措置等を報告（別記2-2）	登校停止	就業禁止
	登校停止（就業禁止）期間中 → 1日1回，健康状態を報告（別記2-4）		
	主治医又は保健所が治癒したと判断した場合 → 指示内容を報告（別記2-4）	登校停止を解除 ↓ 登校可能	就業禁止を解除 ↓ 職務復帰
3	「濃厚接触者」であることがわかった場合 → 感染者との接触状況等を報告（別記2-3）	自宅待機 (14日間の健康観察)	特別休暇 又は 在宅勤務 (14日間の健康観察)
	健康観察期間中 → 1日1回健康状態を報告（別記2-4）		
	発熱，咳，喉の痛み等の症状が出た場合 → 症状と主治医の所見等を報告（別記2-1）	登校停止	
	保健所の指示により自宅待機が解除された場合 → 指示内容を報告（別記2-4）	自宅待機を解除 ↓ 登校可能	就業禁止を解除 ↓ 職務復帰
対応窓口	学 生：学生支援課 電話番号 025-521-3282 電子メール gkikaku@juen.ac.jp 教職員：総務課人事・労務チーム（職員・福祉担当） 電話番号 025-521-3219 電子メール shokuin@juen.ac.jp		

※ 大学への報告は，報告フォームにより行うこと。

# 学生に発熱，咳，喉の痛み等の症状が見られる場合の対応フロー

R03.02.08

発熱，咳，喉の痛み等の症状がある場合は，登校せずに「かかりつけ医等の医療機関」や「新潟県新型コロナ受診・相談センター」に電話で相談する。

なお，少なくとも，次の①～③のいずれかに当てはまる症状がある場合は，すぐに相談する。

- ① 息苦しさ，強いだるさ，高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ② 重症化しやすい者<sup>(※)</sup>で，発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
(※) 高齢者をはじめ，基礎疾患（糖尿病，心不全，呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある者や透析を受けている者，免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている者
- ③ 上記以外の者で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談する。症状には個人差があるので，強い症状と思う場合にはすぐに相談する。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様とする。）

